

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 (無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号（認定経営基盤強化計画（放送法（昭和25年法律第132号）<u>第116条の5</u>第4項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。）を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局（当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同法<u>第116条の3</u>第1項の指定放送対象地域であるものに限る。）の免許人に限る。別添6において同じ。）が同法<u>第116条の6</u>第3項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第8号を除く。）に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条</p>	<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 (無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号（認定経営基盤強化計画（放送法（昭和25年法律第132号）<u>第116条の4</u>第4項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。）を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局（当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同法<u>第116条の2</u>第1項の指定放送対象地域であるものに限る。）の免許人に限る。別添6において同じ。）が同法<u>第116条の5</u>第3項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第8号を除く。）に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条</p>

において同じ。) を除く。以下この条において同じ。) 又は基幹放送をする無線局に割り当てるこことできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

[(1)～(14) 略]

第4章 免許を要する無線局の変更の許可

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項まで（第4項を除き、これらの規定を放送法第116条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条（放送法第116条の6第4項

において同じ。) を除く。以下この条において同じ。) 又は基幹放送をする無線局に割り当てるこことできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

[(1)～(14) 同左]

第4章 免許を要する無線局の変更の許可

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項まで（第4項を除き、これらの規定を放送法第116条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条（放送法第116条の5第4項

各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第3項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第8号を除く。)から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6（第3条関係）

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

[第1 略]

第2 ラジオ放送（超短波放送を行う中継局による放送を除く。）

[1～4 略]

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
[1 略]	[略]	[略]	[略]
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること（認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化（放送法第116条の4第2項第5号イに規定する特定放送番組同一化をいう。3(1)において同じ。）を行う場合にあっては、当該特定放送番組同	放送対象地域内 の世帯カバ ー率95%以上	10	
	放送対象地域内 の世帯カバ ー率90%以上 95%未満	8	
	放送対象地域内 の世帯カバ ー率85%以上 90%未満	6	
	放送対象地域	4	

各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第3項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第8号を除く。)から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6（第3条関係）

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

[第1 同左]

第2 ラジオ放送（超短波放送を行う中継局による放送を除く。）

[1～4 同左]

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
[1 同左]	[同左]	[同左]	[同左]
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること（認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化（放送法第116条の3第2項第5号イに規定する特定放送番組同一化をいう。3(1)において同じ。）を行う場合にあっては、当該特定放送番組同	放送対象地域内 の世帯カバ ー率95%以上	10	
	放送対象地域内 の世帯カバ ー率90%以上 95%未満	8	
	放送対象地域内 の世帯カバ ー率85%以上 90%未満	6	
	放送対象地域	4	

一化を行う他の国内基幹放送事業者の基幹放送局を用いて行われる基幹放送が受信できる世帯を含む。)。(10点)		内の世帯カバー率80%以上 85%未満		放送対象地域 内の世帯カバー率80%未満	2
3 放送の公正かつ能率的な普及(6点又は3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組(認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合にあっては、放送法第116条	(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。(3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組(認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合にあっては、放送法第116条	ローカル番組比率が1週間の放送時間中50%以上	3	ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%以上50%未満	2
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%未満	1		
3 放送の公正かつ能率的な普及(6点又は3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組(認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合にあっては、放送法第116条	(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。(3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組(認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合にあっては、放送法第116条	ローカル番組比率が1週間の放送時間中50%以上	3	ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%以上50%未満	2
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%未満	1		

	<u>の7第2項の規定</u> により当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域向けの放送番組を含む。)と認められるもの。		
	[2] 略]	[略]	[略]

	<u>の6第2項の規定</u> により当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域向けの放送番組を含む。)と認められるもの。		
	[2] 同左]	[同左]	[同左]

別表3（第8章関係） 識別信号の指定基準

表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準

[1～24 略]

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

[第1～第4 略]

第5 放送関係

[1～3 略]

4 超短波放送局

(1) コミュニティ放送局

別表3（第8章関係） 識別信号の指定基準

表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準

[1～24 同左]

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

[第1～第4 同左]

第5 放送関係

[1～3 同左]

4 超短波放送局

(1) コミュニティ放送局

コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

[ア 略]

イ 空中線電力について

20W以下で、かつ、放送を行おうとする地域を放送区域とするために必要最小限の値であること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、20Wを超える空中線電力とすることができます（当該放送を行おうとする地域がコミュニティ放送局への新たな周波数の割当てが困難な状態にある東京二十三区及びその周辺並びに大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む。）の地域である場合を除く。）。

[イ] 略

(イ) 当該放送を行おうとする地域（放送法第93条第1項第7号に規定する「これに準ずる区域として総務省令で定めるもの」を適用する地域を除く。以下本項において同じ。）の世帯カバー率の向上のための技術的手段として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められること。

[(イ)・(エ)] 略

[ウ 略]

コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

[ア 同左]

イ 空中線電力について

20W以下で、かつ、放送を行おうとする地域を放送区域とするために必要最小限の値であること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、20Wを超える空中線電力とすることができます（当該放送を行おうとする地域がコミュニティ放送局への新たな周波数の割当てが困難な状態にある東京二十三区及びその周辺並びに大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む。）の地域である場合を除く。）。

[(ア) 同左]

(イ) 当該放送を行おうとする地域（放送法施行規則別表第五号（注）十二に規定する「当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。」を適用する地域を除く。以下本項において同じ。）の世帯カバー率の向上のための技術的手段として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められること。

[(イ)・(エ)] 同左]

[ウ 同左]

[(2)・(3) 略]

[5～9 略]

[(2)・(3) 同左]

[5～9 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。